松本市都市計画マスタープラン(案)に対するパブリックコメントの結果について

## 1 募集期間

令和3年11月17日(水)から12月17日(金)まで

## 2 閲覧方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 窓口(都市計画課、行政情報コーナー、各地域づくりセンター)

## 3 実施結果

(1) 件数

16件(5人)

(2) 提出方法

ア窓口持参1件(1人)イ郵送1件(1人)ウファクシミリ1件(1人)エ電子メール13件(2人)

(3) 意見等に対する対応

| 区分 |          | 内容                         |    |
|----|----------|----------------------------|----|
| ア  | 反映する意見   | 意見等の内容を反映し、案を修正したもの        | 1件 |
| イ  | 趣旨同一の意見  | 意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの  | 7件 |
| ウ  | 参考とする意見  | 案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの | 6件 |
| エ  | 対応が困難な意見 | 対応が困難なもの                   | 1件 |
| 才  | その他      | 案の内容に関する質問等                | 1件 |

## 4 意見等の概要及び市の考え方

| No. | 項目          | 意見等の概要         | 市の考え方            |
|-----|-------------|----------------|------------------|
|     | 第3 全体構想     | 地域拠点への都市機能集積   | 【イ 趣旨同一の意見】      |
|     | 3 松本市が目指す   | については、中心市街地の地位 | 都市中心拠点(中心市街地)は、  |
|     | 都市構造        | 低下や郊外化の懸念があるの  | 松本都市圏からの利用を想定し、  |
|     | (1) 基本的な考え方 | で、必要最小限で良いのではな | 高次の都市機能を集約すること、  |
|     | (3) 将来の都市構造 | いか。            | 地域拠点は、地域拠点及びその周  |
|     |             |                | 辺の利用を想定し、身近な商店や  |
| 1   |             |                | 医療・福祉サービス施設等を配置・ |
|     |             |                | 誘導するなど、各拠点の役割に応  |
|     |             |                | じた誘導や整備を進めることとし  |
|     |             |                | ています。これにより中心市街地  |
|     |             |                | の低密度化や郊外部の無秩序な開  |
|     |             |                | 発を抑制し、市域全体として持続  |
|     |             |                | 的に発展することを目指していき  |

|   |                                                                         |                                                                                                                                                                                | ます。                                                                                                                                                                                                                                |
|---|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                                                         |                                                                                                                                                                                | <b>Ф. У</b> о                                                                                                                                                                                                                      |
| 2 | 第3 全体構想<br>4 分野別の都市整<br>備の方針(土地利用)<br>(3) 土地利用方針<br>第4 地域別構想<br>1 中央部地域 | 「中央部地区」の「都市型複合<br>業務地区」において、新されれて、新されれて、新画と発薬により生活が、マない。高層建築によが、マないを策定すれていない。マナーカーンを策定すれるである。である、マナーを受害される。と考えをできる法を信が、またの生活を侵害される。ときるは、は、では、は、では、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では | 【ウ 参考とする意見】<br>都市型複合業務地区は、「各種業務施設と都市型住宅から構成を進める」と都市型住宅が成を進める」としています。また、地域別構想の中央部地域【環境保全形成】において発展してきた歴史的経緯するして発展してきた歴史が等の高さととでである。<br>制限を適切に導入することと環境保全に配慮したます。<br>場密度な土地利用を進めつりを進めていく方針としています。<br>現行制度である景観計画やまちづくり協定等の取組みの参考とします。 |
| 3 | 第4 地域別構想<br>1 中央部地域<br>②まちづくりの方針                                        | 高度利用地区を増やしたり、<br>高さなど規模の最低限度を設<br>定すると良いのではないか。駅<br>前地区は高い建物を建て、都市<br>機能の強化に繋げて欲しい。ま<br>た、建物同士が連携するような<br>構造にできると便利ではない<br>か。                                                  | 【イ 趣旨同一の意見】<br>中央部地域のまちづくりの方針<br>において、中心市街地は、多様な高<br>次都市機能を集約し利便性が高い<br>まちを目指すこととしています。<br>また、都市機能の集積・誘導に対し<br>て必要かつ効果的と判断される場<br>合は、適切な用途地域への見直し<br>などの方策を検討していきます。                                                               |
| 4 | 第4 地域別構想<br>1 中央部地域<br>②まちづくりの方針                                        | 駅や駅前に地下駐車場やペデストリアンデッキなどを造り、立体化を促進することにより、利便性や集客性が向上するのではないか。現在よりも更に駅施設の複合化(例:宿泊施設、診療所、市役所の出張所の設置など)を進めると良いと考える。                                                                | 【イ 趣旨同一の意見】<br>中央部地域の整備方針において、松本駅は松本市における重要な交通結節点であり、周辺のにぎわいを創出するために、交通結節機能の充実を目指すこととしています。具体的には、交通事業者等との連携により、多様な交通手段のシームレスな乗換えや各施設の整備等の効果的な取組みを検討します。                                                                            |
| 5 | 第4 地域別構想<br>6 南部地域<br>②まちづくりの方針                                         | 沿道型商業施設が林立して<br>郊外化が進むのを抑えるため<br>に、南松本から村井までの19号<br>沿線の準工業地域に特別用途                                                                                                              | 【イ 趣旨同一の意見】<br>国道 19 号沿線については、複合<br>業務地区として位置付け、複合的・<br>多機能な土地利用の形成を目指し                                                                                                                                                            |

|   | forte de la la la Distribité des        | 地区として大規模集客施設制<br>限地区を設定し、あまり大きな<br>郊外型店舗ができないように<br>した方が良いのではないか。                                                              | ます。特に、大規模集客施設については、都市機能を増進する施設となるため、立地適正化計画において、都市中心拠点・地域拠点の都市機能誘導区域内に立地誘導していく考えです。                                                                                    |
|---|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 第4 地域別構想<br>6 南部地域                      | 国道 19 号線の拡幅のために<br>用地買収を進めて欲しい。                                                                                                | 【イ 趣旨同一の意見】<br>国道 19 号は、全体構想の将来の<br>都市構造において、都市間を連携<br>する重要な軸であることを位置付<br>けており、事業化に向けた取組み<br>を図ります。                                                                    |
| 7 | 第4 地域別構想<br>8 河西北部地域<br>③拠点形成と土地利<br>用  | 島内駅周辺を地域拠点とするとの位置付けであるが、中心市街地へ向かう住民をそこにとどめるだけの魅力も集積も無いと感じる。今後どのような生活サービスの機能の誘導・充実をするのか具体的に示していくことが大切。地域住民が何を求めているか知ることが最優先である。 | 【ウ 参考とする意見】<br>地域拠点では、拠点周辺の市街<br>地への生活サービス提供により、<br>高齢者や子育て世代が安心して生<br>活できるまちを目指します。<br>具体的に誘導する施設は、地区<br>別意見交換会等での意見を踏ま<br>え、立地適正化計画に位置付けて<br>おり、今後、誘導施策の充実を図り<br>ます。 |
| 8 | 第4 地域別構想<br>8 河西北部地域<br>④整備方針(公共交<br>通) | JR大糸線島内駅と島高松駅は大切なインフラである。利用者減少により、将来にわたって駅機能が発揮されるか危惧されることからパークアンドライドの導入を位置付けるべき。特に島高松駅周辺は必要な用地が確保できると考えられる。                   | 【ウ 参考とする意見】 パークアンドライドは、中心市街地への自動車流入を抑制し、公共交通への乗換えを促進する施策です。 交通体系の整備方針において、駅やバス停の立地や需要に応じて、パークアンドライド駐車場の設置拡大を進める方針を示しています。ご意見の具体的な取組みについては、松本市総合交通戦略に基づく事業実施の参考とします。    |
| 9 | 第4 地域別構想<br>8 河西北部地域<br>④整備方針(公共交<br>通) | 鉄道の利便性向上とあるが<br>具体的に何を指すのか。一案と<br>して電車の時刻にあわせた地<br>域コミュニティバス等(タク<br>シーも含め)との連携(午前午<br>後1回程度)も検討すべき課題<br>と考える。                  | 【ウ 参考とする意見】<br>整備方針として、交通事業者等<br>との連携による利便性向上の方向<br>性を示しています。ご意見の具体<br>的な取組みについては、松本地域<br>公共交通計画に基づく事業実施の<br>参考とします。                                                   |

| 10 | 第4 地域別構想 8 河西北部地域                 | 地域の迷惑施設(ゴミ焼却炉、し尿処理施設等)を、そこに存在する意味がある施設となるよう具体策が必要ではないか。特にあずさセンターは処理量も減少し下水処理施設との一体的運営を検討する時期であり、後利用として分散型庁舎の一翼を担う位置付けにする等発想の転換に期待したい。 | 【ウ 参考とする意見】<br>ごみ処理施設等は都市活動を支<br>える重要な施設であり、引き続き<br>維持していく必要があると考えま<br>す。ご意見は、今後の個別施策の参<br>考とします。                                                                                                                    |
|----|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 | 第4 地域別構想 8 河西北部地域                 | 島立地区や島内地区は農地が広がる美しい景観を有する地区なので、全体的に農地を保全する方針の方が良いと考える。                                                                                | 【イ 趣旨同一の意見】<br>島立地区や島内地区に形成された農地や農村集落は、全体構想の土地利用方針において田園集落地区としており、優良農地の保全を図るとともに、農村集落地の生活環境の維持・向上を図ることとしています。また、地域別構想(河西北部地区)の将来像やまちづくりの方針においても農地の保全や営農環境との調和を位置付けています。                                              |
| 12 | 第4 地域別構想 8 河西北部地域 ④整備方針(施設整備)     | 既存、新設問わずインター周辺の開発は抑制し、倉庫やガソリンスタンドなど、インター周辺という立地に合った施設の展開で良いのではないか。インター周辺は利便性が高く、商業施設が集中すると、中心市街地の求心力が低下しかねないと考える。                     | 【イ 趣旨同一の意見】<br>インターチェンジ周辺は、優良<br>農地の保全を基本としています。<br>その上で、全体構想の都市活力を<br>創出する計画的な産業集積や産業<br>振興に向けた方針においての受け<br>入れが困難な場合は、交通利便性<br>が高いことを踏まえ、松本市の特<br>性を活かした都市活力を創出する<br>ための産業誘致や地域産業との連<br>携に向けた土地利用を検討する方<br>針としています。 |
| 13 | 第4 地域別構想<br>8 河西北部地域<br>②まちづくりの方針 | 島内駅周辺の住宅は都市型ではなく低層の閑静な住宅地の方が地域の特性に合っているのではないか。                                                                                        | 【オ その他】<br>島内駅周辺は都市機能が集積していることや交通利便性が高いことを踏まえ、立地適正化計画における都市機能誘導区域の位置付けと連携するために都市型住宅としています。                                                                                                                           |

|    | 第4 地域別構想                                  | 和田地区は都市計画法に指                      | 【ウ 参考とする意見】      |
|----|-------------------------------------------|-----------------------------------|------------------|
|    | 9 河西南部地域                                  | 定され 50 年を経て、農地所有                  | 松本市は、市街地の無秩序な拡   |
|    |                                           | 者の高齢化や農地の地価低下                     | 散を抑制し、計画的な規制・誘導を |
|    |                                           | など大変厳しい状況である。マ                    | 行うために市街化区域と市街化調  |
|    |                                           | スタープランでは農業環境保                     | 整区域に区分する区域区分が定め  |
|    |                                           | 全ゾーンとなっているが、線引                    | られています。新たに市街化区域  |
|    |                                           | き後の 50 年間の変貌の検証を                  | を大幅に拡大することは、人口密  |
|    |                                           | 行いマイナス地区はどうすれ                     | 度の低下を招き、インフラ施設の  |
|    |                                           | ば良いかを考えてほしい。都市                    | 維持も困難となることから、持続  |
|    |                                           | 計画法の指定を返上し、松本市                    | 的な都市としていくために、現在  |
| 14 |                                           | 独自の都市計画条例の制定や、                    | の市街化区域の規模を維持してい  |
|    |                                           | 既存集落の上下水等が敷設さ                     | く考えです。           |
|    |                                           | れている道路から 150m~200                 | その上で、市街化調整区域にお   |
|    |                                           | mの範囲を市街化区域にする                     | ける課題に対して、今回の計画で  |
|    |                                           | など大胆な設定をお願いした                     | 郊外部の地域コミュニティ維持に  |
|    |                                           | い。そうすれば農地保有者も救                    | 向けた方針を定め、都市計画制度  |
|    |                                           | われ、人口減少に対しても東京                    | 等の活用による生活利便性の維持  |
|    |                                           | 圏からの誘致を勧める受け皿                     | や定住人口の確保を図ることとし  |
|    |                                           | にもできるのではないか。                      | ています。ご意見については趣旨  |
|    |                                           |                                   | を踏まえて今後の参考とします。  |
|    | ₩ 4 UL L\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 理体但人双子。曲儿本人的                      |                  |
|    | 第4 地域別構想                                  | 環境保全形成の豊かな自然                      | 【ア 反映する意見】       |
|    | 12 奈川地域                                   | 環境の保全の項目に、奈川地区の見いの性をでする。日本の特色でする。 | ご意見を踏まえ、環境保全形成   |
| 15 | ④整備方針(環境保                                 | の最大の特色である旧野麦街                     | の項目に旧野麦街道に関連する記  |
| 10 | 全形成)<br>                                  | 道に関する歴史的資源の保存<br>  活用に関する記述がありませ  | 載を追記します。         |
|    |                                           | んの 項目として追記の整理をお                   |                  |
|    |                                           | ん。項目として担配の霊母をあ<br>  願いしたい。        |                  |
|    | 第5 都市計画マス                                 | 松本圏域を対象とした「都市                     | 【エ 対応が困難な意見】     |
|    | タープランの実現に                                 | 計画区域の整備、開発及び保全                    | 松本圏域を対象とした「都市計   |
|    | 向けて                                       | の方針」ではハード面を中心と                    | 画区域の整備、開発及び保全の方  |
|    | 3 周辺自治体や関                                 | した意識の共有化等が示され                     | 針」は広域的な観点から長野県が  |
|    | 係機関との連携                                   | ているが不十分ではないか。一                    | 策定を進めています。       |
|    |                                           | 人ひとりの住民は自然の景観                     | 隣接自治体の建物等に対する景   |
|    |                                           | や歴史的・文化的景観を享受す                    | 観是正等について、本計画に具体  |
| 16 |                                           | る権利がある。特に景観権につ                    | 的に位置付けるものではありませ  |
|    |                                           | いては自然の風景全体につい                     | んが、広域的な景観への配慮の取  |
|    |                                           | て住民が持つ権利の筈であり、                    | 組みに関しては、長野県や隣接自  |
|    |                                           | 市村境にある景観を損なう建                     | 治体と情報共有していきます。   |
|    |                                           | 物等について是正等を要望す                     |                  |
|    |                                           | ることのできる協定等を念頭                     |                  |
|    |                                           | に置いて計画樹立をされたい。                    |                  |
|    |                                           |                                   |                  |